

○女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく 取り組みの実施状況及び情報の公表について

- ◇取組の実施状況
 根拠法令：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第19条第6項
 根拠法令：次世代育成支援対策推進法 第19条第5項
 ◇女性の職業選択に資する情報の公表
 根拠法令：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第21条第1項

《職業生活における機会の提供に関する実績》

①管理職の女性割合

	目標	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	(R7年度)					(R2.4.1時点)
管理職割合	15%	11%	13%	22.2%	21.4%	15%

②各役職段階の職員の女性割合

	目標	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	(R7年度)					(R2.4.1時点)
総計	40%	39.3%	35.3%	34.5%	35.3%	33.6%
部長級		0%	0%	0%	0%	0%
課長級		13.3%	16.1%	27.8%	26.5%	19.4%
課長補佐級		39.5%	41.7%	28.1%	33.3%	48.1%
係長級		65.9%	51.2%	52.4%	50%	40%

【取り組み内容の実績】

取り組み内容	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
育児休業取得中の職員へのe-ラーニング教材の提供	希望者なし	希望者なし	希望者なし	2名
派遣研修への女性職員の派遣	27名	22名	33名	29名
女性幹部候補生対象の研修への派遣	1名	1名	1名	0名
女性リーダー研修への参加	5名	6名	3名	9名
育児休業等取得中の職員対象の座談会	5名	5名	5名	10名

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

①男女別の育児休業取得率及び育児休業の取得期間の分布状況

	目標	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	(R6年度)					
男性職員	13%	20%	33%	0%	0%	0%
女性職員	100%	100%	100%	100%	100%	100%

R1年度 取得期間

	1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上	2年以上
女性職員	80%	0%	0%	20%

②超過勤務を命じることができる上限を超えて命じられて勤務した職員数 (管理的地位にある職員以外の職員の年間超過勤務時間数360時間を超えた職員数)

	目標	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	(R6年度)					
上限を超えた職員数	0名	12名	14名	9名	16名	12名

【取り組み内容の実績】

《育児休業の取得に関して》

- ・妊娠中及び出産後における配慮
- ・男性の子育て目的の休暇等の取得促進
- ・育児休業等の周知
- ・育児休業等経験者に関する情報提供
- ・育児休業等取得しやすい雰囲気醸成
- ・育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援（育休座談会の実施）
- ・育児休業等取得した職員の代替要員の確保

《超過勤務の縮減について》

- ・制度の周知
- ・事務の簡素合理化の推進
- ・超過勤務縮減のための意識啓発（ノ一残業等の実施）